

# 令和3年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 第3回市民・文化部会議事録

1 日時：令和3年10月13日（水）13：30～15：15

2 場所：千葉市議会棟3階 第2委員会室

## 3 出席者：

### (1) 委員

吉田 恵美委員（部会長）、日野 勝吾委員（副部会長）、朝香 桂子委員、  
田部井 宏明委員、八木 直人委員

### (2) 事務局

川並市民自治推進部長、小倉市民総務課長、林主査、中里主任主事、  
平野市民自治推進課長、乃万市民自治推進課長補佐、加藤主査、八木下主事

## 4 議題：

- (1) 形式的要件審査及び提案内容審査の概要について
- (2) 千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者の選定について
- (3) 今後の予定について
- (4) その他

## 5 議事概要：

### (1) 形式的要件審査及び提案内容審査の概要について

形式的要件審査及び提案内容審査の概要について、事務局から説明した。

### (2) 千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者の選定について

まず、応募があった団体について、事務局において形式的要件審査を行った結果、  
応募資格の各要件を満たしていること、また、失格事由に該当していないことを報告  
した。

次に、応募者へのヒアリングを実施し、採点、意見交換を経て、次期指定管理予定  
候補者とすべき者を「特定非営利活動法人まちづくり千葉」として選定することを決  
定した。

### (3) 今後の予定について

千葉市民活動支援センターの次期指定管理者選定に向けた今後の予定について、  
事務局から説明し、了承を得た。

### (4) その他

議事録の公開について、事務局から説明し、了承を得た。

## 6 会議経過：

○小倉市民総務課長 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきま  
してありがとうございます。

ただいまから、令和3年度の千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の第3回の市民・文化部会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、市民総務課長の小倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、参考資料2、「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」に定める非公開事項に該当しますので、全てを非公開とさせていただきます。なお、会議は非公開でございますが、議事録は後ほど公開となります。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、換気等を行うために定期的に窓を開放させていただいております。工事の関係で騒音がしております、申し訳ございません。また、職員はマスクを着用しておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、会議の成立について、御報告いたします。本日は、全委員の出席でございますので、会議は成立しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず、皆様方の机上に「採点表」、それから「委員からの事前質問に対する回答」をお配りしております。次に、本日の会議資料、参考資料、それから応募者からの「指定申請書類」及び「提案書」をつづりました緑色のドッジファイルがございます。その中に「会議資料一覧」がございます。記載のある資料にもし不足等ございましたら、事務局のほうにお知らせいただければと思います。

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

市民自治推進部長の川並でございます。

市民自治推進課長の平野でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、吉田部会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○吉田部会長 それでは、「次第」に従いまして、議事を進行して参ります。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

議題1の「形式的要件審査及び提案内容審査の概要について」に入らせていただきます。

まず、事務局より形式的要件審査の概要、提案内容審査の審議方法及び具体的な審議の流れについて、説明をお願いいたします。

○小倉市民総務課長 それでは、御説明させていただきます。

はじめに、形式的要件審査の概要について御説明いたします。

形式的要件審査は、募集要項に定める応募資格の各要件を満たしているか、また、失格事由に該当するものでないかについて、申請者から提出された書類により事務局において確認するものでございます。

資料3-2「形式的要件審査結果一覧」を御覧ください。

千葉市民活動支援センターの応募資格及び失格事由でございますが、まず、応募資格としては、「ア 法人その他の団体であること」など、10項目が応募資格要件となっております。

次に、失格事由として、イの指定申請書に添付する「収支予算書において、募集要項等に定める基準額を超える額の指定管理料の提案をしたとき」など、8項目を失格事由とし

て募集要項に記載しております。

これらの応募資格及び失格事由について審査した結果が表の右側の欄になります。応募資格を満たしていれば「○」、該当とならない項目については「－」を記載します。また、失格事由については、該当がなければ「該当なし」の記載をいたします。

審査結果につきましては、後ほど施設所管課から説明いたしますが、この形式的要件審査を通過した者のみが、次に御説明します提案内容審査へ進むことができることとなっております。

続きまして、提案内容審査の具体的な審議の流れについて、御説明いたします。

まず、審議方法ですが、応募者から提出された「提案書」の記述内容につきまして、委員の皆様、「選定基準」に示す「採点基準」に沿って各審査項目の評価及び採点をしていただきます。そして、審査項目ごとに委員の皆様の採点の平均点を算出し、その合計をもって、応募者の得点といたします。

資料1の「第3回市民・文化部会進行表」を御覧ください。

「(2) 千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者の選定について」の下に、「施設所管課から説明」とあります。まず、事務局より、公募から形式的要件審査までの経過、それから応募状況、形式的要件審査の結果について御報告をいたします。

続いて、応募者へのヒアリングの前に、お手元の資料3-4「採点表」のうち、事務局であらかじめ採点した一部の審査項目についての採点結果を御報告いたします。

その次に、「団体の財務状況及び経営状況」につきまして、公認会計士であります吉田部会長から計算書類等に基づき御説明をお願いしたいと存じます。

財務状況等を御説明いただいた後、応募者に入室いただき、ヒアリングを行います。その際、最初に、応募者から、出席者の紹介を含め、提出した書類「提案書」につきまして、10分以内で説明をしていただきます。

その後、20分間の質疑応答を行っていただきますので、応募者へ御質問がある場合には、この時間に御発言をお願いいたします。20分が経過いたしましたら、応募者には退室していただきます。ヒアリング時間は10分間の説明を含めまして、30分を超えないことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

応募者の退室後、5分程度お時間を取らせていただきますので、委員の皆様には採点をしていただきたいと思います。今回の応募者は1者でございますが、応募者が1者の場合であっても、募集要項に定めるとおり、応募者へのヒアリング及び選定基準に基づく採点をお願いいたします。

なお、改めて確認させていただきますと、資料3-3「選定基準」の6ページに採点方法の原則を記載しております。市が求める水準どおりの業務が見込まれる場合は「C」の評価とするものとしております。

この評価の記入が終わりましたら、一度事務局にて採点表を回収させていただき、集計した後、「集計表」をお配りして、結果を発表させていただきます。

この集計結果を元に、選定理由などについて意見交換をしていただき、部会としての意見を取りまとめていただきたいと思います。

なお、採点の結果で、過半数の委員の方が「D」の評価をした項目がある場合、あるいは1人以上の委員の方が「E」の評価をした項目がある場合には、その申請者を失格とす

るかどうかについても協議していただくこととなります。

採点の結果、失格とならない限り、市が設定いたしました条件の水準を満たしているものとして、当該応募者を指定管理予定候補者とすべき者に選定していただくこととなります。

全ての審査が終了しましたら、「採点表」及び「集計表」につきましては回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○吉田部会長　ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問ございますか。

(なし)

○吉田部会長　それでは、次に議題2「千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者の選定について」に移りたいと思います。

それでは、施設所管課より御説明をお願いいたします。

○平野市民自治推進課長　それでは、御説明させていただきます。

はじめに、第2回の部会が終了した後から本日までの公募等の経過につきまして説明いたします。

まず7月28日に、募集要項等を市のホームページなどで公表するとともに、配布を開始しました。

次に、8月5日に、千葉市民活動支援センター会議室におきまして「募集要項等に関する説明会」を、参加希望者を対象として開催しました。

その後、8月6日から8月17日まで、募集要項等に関する質問を受け付け、その回答を8月24日に市のホームページに掲載しました。

そして、8月30日から9月8日まで、指定申請書及び提案書の提出を受け付けたところ、「特定非営利活動法人まちづくり千葉」から応募がありました。

続きまして、形式的要件審査の結果につきまして説明いたします。

資料3-2「形式的要件審査結果一覧」を御覧ください。

形式的要件審査の概要につきましては、先ほど御説明させていただきましたが、事務局において審査した結果、応募資格の「ウ 市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないこと」及び「ク 募集年度又はその前年度に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあつては、これらの滞納がないこと」以外の各審査項目につきましては、それぞれの要件を満たしており、かつ、失格事由に該当しないことを確認しております。

応募資格の「ウ」につきましては、応募者が市の入札参加資格者名簿に登録していないため、「ク」につきましては、応募者の雇用者数が10名未満で、障害者雇用制度に基づく義務の対象ではないため、それぞれ審査の対象外としております。

なお、「ア」から「コ」までの全ての応募資格に関しまして、今後失格となる事項に該当することが判明した場合には、指定管理予定候補者には選定しません。

以上でございます。

○吉田部会長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

1点よろしいですか。今回、継続の方が応募者ということになるかと思うのですが、説

明会等にほかの方の参加はあったのでしょうか。

○平野市民自治推進課長 説明会のときは今回の応募者のほかにもう1者参加された方がいらっしゃいました。

○吉田部会長 それは前回までの共同事業体とは全く別の第三者の方ということでよろしいですか。

○平野市民自治推進課長 はい、そのとおりでございます。

○吉田部会長 分かりました。ありがとうございます。田部井委員、お願いします。

○田部井委員 応募資格に関しては、選定後もどこかのタイミングでチェックをするのでしょうか。

○平野市民自治推進課長 基本的には選定後については、そういった形で定期的にチェックするという予定はないですし、今までも多分してこなかったと思います。

○小倉市民総務課長 補足させていただきます。応募後につきましては、指定管理者制度を総括する総務局で、指定管理者の大きな選定が、5年に1度回ってきますので、そのタイミングで、この応募資格も含めて見直しをかけているという状況でございます。

○吉田部会長 田部井委員としては、こちらについては指定期間中も継続的にチェックをすべきではないかというような御意見でしょうか。

○田部井委員 さっき、選定するまでの途中であっても、該当したら即失格になるとおっしゃっていたので、どういうタイミングでチェックをされているのかなど。

○吉田部会長 先ほどの事務局の御説明ですと、今回指定管理予定候補者に決まっても、指定管理期間が始まるまでの間に失格事由に該当すれば、取り消しますよということでしたよね。

○田部井委員 そうですね。

○吉田部会長 なので、実際に指定期間が始まってからは、特段チェックはなく、今までできているのかなど。

○小倉市民総務課 例えば暴力団関係は、もし分かれば、当然、その段階で取消しになると思います。ほかには、法人その他の団体でなくなる、これも団体でないと指定管理者になれませんので、指定取消しとなります。その他それぞれ抵触した場合に、直ちに指定取消しとなるかどうかは、その際の判断によります。

○吉田部会長 現状、形式的に指定期間中のチェックはないものの、様々な事情を考慮しながら、これらに見合うかどうかは確認できているということよろしいですか。

○小倉市民総務課 毎年モニタリングしております。

○吉田部会長 ほかに御質問大丈夫でしょうか。

(なし)

○吉田部会長 それでは、審査に入りたいと思います。

はじめに、施設所管課であらかじめ採点した一部審査項目について、御説明をお願いいたします。

○平野市民自治推進課長 御説明させていただきます。

事務局で改めて採点した項目の採点結果について報告いたします。

お手元にお配りしております資料3-4の「採点表」を御覧ください。

なお、採点につきましては、資料3-3「千葉市民活動支援センター指定管理予定候補

者選定基準」に記載の方法に基づき行いました。

まず、大項目「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の「(1) 同種の施設の管理実績」についてです。備考欄を御覧ください。

「ア 公の施設の管理実績」につきましては、通算3年以上の管理実績があるため、3点としました。

また、「イ 市民公益活動支援施設の管理実績」につきましては、こちらも通算3年以上の管理実績があるため、7点としました。

以上「ア」と「イ」を合計しまして、10点と採点しました。

次に、大項目「5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること」の「(2) 管理経費(指定管理料)」です。提案された管理経費の額を所定の算式に当てはめた結果、6点と採点しました。

次に、大項目「6 その他市長が定める基準」の「(1) 市内産業の振興」です。応募者である「まちづくり千葉」は主たる事務所または本店が市内にあり、市内業者であることから、3点と採点しました。

次に、「(3) 市内雇用への配慮」です。雇用する職員全員が千葉市内に住所を有する者となる予定であることから、3点と採点しました。

最後に、「(4) 障害者雇用の確保」です。まず、法定雇用率達成状況につきましては、障害者雇用率制度において、従業員を43.5人以上雇用している事業主は障害者を1人以上雇用しなければならないとされており、応募者である「まちづくり千葉」が雇用している従業員は9人であるため、法定雇用数は0人となります。したがって、「法定雇用数が1に満たない団体」かつ「障害者を雇用していない団体」であることから、1点と採点しました。

説明は、以上でございます。

○吉田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○吉田部会長 それでは、次に採点表の「2(2) 団体の経営及び財務状況」について、私から計算書類等を基に御説明させていただきたいと思えます。

資料4の②です。今回、特定非営利活動法人まちづくり千葉の単独での提案ということですが、今までも指定管理者として共同事業体の一つであったので、皆様、十分な御認識がある団体かと思えますので、その点を踏まえて御説明をさせていただきます。

事前質問と、資料4の②の7ページ、活動計算書を併せて御覧ください。

事前質問ですが、年度評価の際に皆様と共有させていただいた情報かと思えます。活動計算書の合計欄、一番右側に合計額として受取助成金という形で246万4千円が計上されておりまして、この内容については、年度評価でお伺いしております。いずれもコロナに係る助成金であるということでした。

今期、この受取助成金もございましたので、下から6段目の、税引前当期正味財産増減額としては164万4千円、税金を払った後は150万円と、大幅な黒字の計上をされております。

ただし、従前ですと、黒字を計上しても50万円程度で、赤字もある程度大きい傾向で

した。コロナ禍で皆さん厳しい経営をされている中、助成金で大幅な黒字の計上という点に、若干の違和感も共有させていただいたところかと思えますし、今後、平時になっていきますと、当然このような助成金はありませんので、今後のコロナの状況が落ち着いた後の継続的な運営はどのように考えていらっしゃるかということ、御質問しました。

回答を読み上げさせていただきますと、「弊法人の収益の柱は、コミュニティサポートです。コロナ禍では、コミュニティによる催事や会合がほとんど無かったので、収益もありませんでした。アフターコロナの状況にもよりますが、対面でのコミュニティサポートを継続するとともに、オンラインでの催事や会合でも収益が得られるような体制を整え、継続的な組織運営をしたいと考えております。」とのことでした。

この点につきまして、コロナ以前もなかなか厳しい経営をされていた点を踏まえ、見込みは立てていらっしゃるものの、それほど強い柱であるとも捉え切れず、収益の柱としては少し悩ましいところなのかなと思っております。

あと、大きな収益の柱、本来は受取会費になるのだと思います。今見ていただいているところには受取会費が20万7千円と記載があるのですが、過去3年分だと、前年度が82万6千円、その前が94万5千円と大きく減ってしまっているという点についても、年度評価で質問させていただきました。回答といたしましては、やはり先ほどもあったように、会合等で皆様の会費を十分に回収できていないということでした。

では、ここまでは令和3年3月31日までの話ですので、今進行している令和3年4月1日以降について状況をお伺いしております。回答といたしましては、徐々に年会費は集まっているという御回答は頂いておりますが、金額までは御回答いただかなかったため、この辺りは数字として判断が難しいところなのかなと思っております。

従来ですと、三つの事業主がいましたが、ほか二つのうち一つは、ほぼ個人の団体、もう1者も決してこの状況を支えるほどではありませんでした。ただ、会員の方たちが地元の商店街の有力な方たちでしたので、目に見えないサポートというものも期待できるという判断を今まではしてきたところかと思えますが、今回は単独での応募となっております。質疑応答の中で従来の2者との関係というのは、御質問をさせていただいて、そこも含めて御判断いただきたいと思います。

では、まちづくり千葉として、資料3-3の8ページ、「(2) 団体の経営及び財務状況」について、どのような評価をするかということになってくるかと思えます。

ここで皆さん「D」や「E」とするのも、なかなか難しいところで、現実的にどうしても「C」評価というところには落ちてしまうのかなと思えます。かなり厳しいお話はさせていただいてはおりますが、指定管理者として長く御担当いただいておりますので、その間、財務的な破綻はなく、業務を行っていただいておりますので、過去3年間の財務状態から、次期指定期間中施設管理を行うに当たって支障となるような財務リスクは少ないという評価もやぶさかではなく、「C」評価という判断を私のほうとしてはさせていただきたいと思います。

今の話と今後の質疑応答も踏まえて、各委員で改めて御判断いただきたいと思います。何か御質問や御意見ございますか。

安心して任せられるかということ、決してそういう状況ではないのかなと思えます。今回、1者になるということで、支援を受けられる形でもなくなってしまいう部分は厳しいのかな

と。

ただ、従来も他の2者からの支援が受けられるほどの事業体ではなかったというところもあり、実績から考えると、そこまで厳しくもないという判断です。何とも難しい部分ですね、すみません。いかがでしょう。

○八木委員　これは3者から1者になったことによるメリットというか、よい面をどの辺りに感じてらっしゃるのかを確認したいです。

○吉田部会長　そうですね。前回、3者だったところが今回は1者ということで、皆さん気になったところかと思います。メンバーの皆様も高齢になっていらっしゃるの、その点も難しいのかなと。コロナ禍で、コミュニティの大切さというものも我々、感じているものの、では、こういった組織にお金が集まるようなコミュニティがこれから求められていくのかというのも不確かな要素。

せめて会費がいくら集まりましたとか、そういった金額で御説明いただければ良かったのですが、数字で話されるのは、あまりお得意ではない団体なのかなとも感じております。

○八木委員　これは3者あったもののうち、相対的なものにすぎないと思いますが規模感としては少し大きくて、数字上は整えて出せるところが残っている形ですね。

○吉田部会長　そうです。まちづくり千葉は実際に指定管理者の運営メンバーが所属されていらっしゃる団体と認識しております。

○八木委員　前、売掛とか、税金とかで、手弁当でやりくりしているようなところがあったのですが。

○吉田部会長　税金に関しましては、皆さん、もう一度資料4②の7ページを見ていただければと思うのですが、下から5番目の法人税等に14万円と計上されています。こちら本来は7万円なのですが、前々年に法人税を計上していなかったもので、それで今回は計上したということになっております。主たる団体だったので、かなり細かく今までもお話しさせていただいてきました。

○八木委員　以前、もう一つの団体のほうの、手弁当でこれを入れて、それが未払金みたいな感じで入っているような見え方がしていたような気がするのです。そうすると、ここに出てきているもののお金の裏側で、その手弁当でやりくりしているのが見えなくなるという感じだと、少し不透明になるところがあるのかなというのは、少し懸念かなという気はします。コロナの前はそんなに厳しくはなかったのですか。

○吉田部会長　コロナ以前も赤字続きで、ようやく黒字が30万から50万円程度というところで、6ページの貸借対照表を見ていただきますと正味財産合計はマイナス96万1千円となっております、いわゆる債務超過の状態は継続しています。債務超過なので、本当に「C」でいいのかというところは悩ましいところです。

○八木委員　コロナの前からこれは変わらないということですか。

○吉田部会長　はい。私が担当させていただいている期間は、ずっと債務超過が続いております。

○八木委員　ありがとうございます。

○吉田部会長　先ほど説明会はもう1者の方が来られたという話ですが、ほかの施設と違ってこちらの施設は利用者から使用料を頂かないので、やればやるほど赤字になるような公共施設です。そもそも指定管理という形態が合っているのかどうかという話は今まで



も何度かこの委員会で議論になってきてはいるのですが、結果的に、このまちづくり千葉の皆様が熱心に活動されていらっしゃる部分に支えられているので、指定管理者と千葉市がお互いに頼り切っているような部分がございます。ほかのコミュニティセンターなどは指定管理者が頑張ればしっかり利益を出すこともできて、自分たちに還元もあるし市に還元することもできるので、指定管理の手法がとても合っていると思うのですが、こちらの施設は利用者からはもらえないお金でございますので、いつも悩ましい判断を我々に迫られているなと感じています。

○朝香委員 初歩的なことで申し訳ないのですが年会費というのは、そこに所属している団体の皆さんが会員という形でよろしいのですか。

○吉田部会長 私もそこまで細かくお聞きしたことがないので、よろしかったら、こちらの受取会費というのは、どういった方たちから頂けているものなのかというの、この後の質疑応答で御質問していただけますでしょうか。

○朝香委員 何か情報誌などを全会員に向けてなさっていらっしゃるようなのですがね。

○吉田部会長 それは公共施設としての活動ですよ。こちらはまちづくり千葉としての活動なので、ここは必ずしもイコールではないのかなと思います。

○朝香委員 まちづくり千葉が発行して、会員の皆さんにいろいろと情報提供なさっていると書いてありましたので、もう少し一般の方にもということもあるのでしょうかと思ひまして。

○吉田部会長 まちづくり千葉として、どのように収益を上げられていくのかということも、質疑応答の中で、より詳しいお答えをしていただいて、それを含めての判断にいたしましょうか。

では、ここままで御質問よろしいでしょうか。

(なし)

○吉田部会長 ありがとうございます。

それでは、これから特定非営利活動法人まちづくり千葉のヒアリングを行いたいと思います。応募者の方、こちらへ御案内ください。

[特定非営利活動法人まちづくり千葉 入室]

○吉田部会長 それでは、これからヒアリングを行います。よろしくお願ひいたします。

10分間で、本日の出席者の紹介と提案内容について簡潔に御説明をお願いいたします。御説明が終わりましたら、当部会の委員から質問させていただきますので、お答えいただきますようお願いいたします。時間の都合がありますので、着座のまま進めていただければと思います。

それでは、御説明よろしくお願ひいたします。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 特定非営利活動法人まちづくり千葉と申します。

理事長の山本でございます。それから原田と檜浦でございます。今日は3人で説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料で既にお目を通していただいているかと思ひますので、全ての詳細ではなくポイントだけを御説明させていただきます。

まず、ページ1でございます。管理運営の基本的な考え方というところで、私どもは民間の団体ですが、特定非営利活動法人、つまり地域の利益に貢献することを目的としてお

りますので、利益を求める団体ではないので、そういう意味では、公の施設の運営等について、適したキャラクターであるというふうに考えています。

続いて、ページ2でございます。同種の施設の管理実績ということで、ここは結構私どもは自信を持っているところでございます。2005年から、当時、市民活動センターと言ってコミュニティセンターにあった施設の頃から運営管理に関与しております。その後、ボランティアズカフェという施設ができたこと、千葉市民活動センターと同時にボランティアズカフェがありまして、その後、その二つが統合されまして、今現在の文化センターのビルの中に移ったときにも、それ以来ずっと私どもが運営に当たらせていただいていたということでございます。

そして、今年度からは、士気にあります、士気あすみが丘プラザの運営にも共同事業体として関わっております。

今現在、5年間の最終年ですが、今の時期については、リベルタちばという民意団体、それからまちづくり商会の株式会社、そして私どもの特定非営利活動法人という形で、キャラクターの違う三つの団体が、それぞれの得意分野を生かすということで運営しておりましたが、次年度からは私どもの団体だけになるということです。これまでも私どもが、ほぼ中心的に動いておりましたので、そのまま維持するという形で、私どものみが請け負うつもりで今回の提案をさせていただいております。

続いて、ページ3ですが、管理運営の執行体制というところで、18時からの時間帯に1名つけております。これは、当初の仕様書では18時までの運営でよいということですが、市民活動というのは皆さんの本業が終わってからなさるのではないかとということで、本業の終わった後の時間帯に使える施設であるべきだというふうに考えまして、私どもは21時までという時間帯での利用をさせていただいています。先日まではコロナの対応で短くしておりましたけれども、解除になった今現在、いろいろな規制はありますが21時まで、仕事の後で集まることのできる場所ということで提供させていただいております。

運營業務の内容についてですが、次年度の少し新しい体制を考えました。コーディネーターというものを施設の中に置くようにいたしました。運営に携わるマネジメントというのと、日々の日常に当たってもらうスタッフに対応、実際市民活動をやろうと思う人、あるいは、やりながらいろいろな悩みを抱える方のために、アドバイスのことも含めてコーディネートするという立場にコーディネーターを置いて、さらに私どもは、本来施設としての機能を向上させようということで、例えば団体同士、今の時代ですと高齢によって少し団体の力がなくなりかけているというような団体も少なくありませんし、市民活動も総じて高齢化しております。そのときに、では運動や傾向の似た団体同士が協力できないか、あるいは全く違うジャンルの団体が一緒にやることで活力ができないかということも含めてコーディネート、それから、これから初めて取り組みたい人への新しい団体へのマッチングということも含めて、幅広いコーディネートをするためのコーディネーターというものを設置する予定でございます。

施設の具体的な管理について、原田のほうから。お願いします。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉　では、ページは大分飛びますが15ページの様式第11号から17号までの要点を、原田のほうから説明をさせていただきます。

4の「(1) 開館時間」については、先ほど山本からも説明させていただきました、平

日及び土曜日につきましては、要綱にあります時間より3時間延長して午後9時までの開館を提案いたしております。

ページ変わりまして16ページ、「(2) 施設利用者への支援計画」ですが、まず利用者といったときに、1行目から書きましたように(1)から(3)まで三つの層といたしますか、対象ごとに考えております。一つ目は、既に市民公益活動を行っている団体、二つ目が、市民公益活動の周辺領域にいる組織、三つ目が、これから始めようとする、それぞれの利用者層に分けて支援の計画方針を掲げております。

かいつまんでの説明になりますが、(1)の既に活動を行っている団体さんについては、団体の自立も必要だと考えますので、その下の表にもありますが、目先の対応にとどまらず団体の力づけになるよう、そういった視点での支援を行おうという計画でございます。

(2)には周辺領域と書きましたが、これは町内自治会、次期から団体登録もできるようになるという要綱に書かれておりましたので、そういうところに町内自治会を想定しておりますが。まず、その下、二点書いてありますが、登録団体とそういった町内自治会さん、周りにはほかに様々な主体と交流の機会を設けるというところから、単に連携を促進するといったような形での支援を考えております。

(3)のこれから始める人や団体ですが、こちらはかなり積極的に支援を求めている人、団体が多いと思いますので。もちろん、あまり押しつけにはならないようにはしますが、一番下に書いてあるように伴走型、かなり寄り添った支援を有すると考えております。

続いて、17ページ「(3) 施設利用促進の方策」ですが、こちらにも利用と一言で言いますが、実際に来館する、それとか電話やメールでの相談、あるいは情報を受信する、我々が発信している情報を受信するという意味でいろいろあると思いますので、そういった三つの視点ですとか、あと利用したことがない方や団体に対して利用を促進するという視点と、既に利用したことがある方に対して再度利用してもらうという二つの視点があると思いますので、そういったことで、このページはまとめております。

見出しの部分だけを見られますと、大きく一つ目は、インターネット媒体による施設のPRを積極的に行いたいと考えております。

二つ目は、施設の魅力づけ。すみません、3行目の「施設内の掲示物やの」と書いてありますが、こちらは誤植で、「掲示物やレイアウトの定期的な入替え」ということで、いつ来ても同じというふうには思われないうにしたいと考えております。

あと、三つ目、来館以外の方法、これはコロナ禍の影響がありまして、なかなか来館者数を大きく増やすということは正直難しいのかなとも考えておりますが、既に講座等オンライン方式でやっておりますが、引き続きそういった方法を積極的に続けたいと考えております。

続けて18ページ、ここは簡単に行きます。(4)ですが、利用者アンケートのほうが必要のほうにも年2回求められておりますので、これはいろいろな方法、様々な手法で開始をしようと思っております。

続けて20ページ、ここがメインではありますが、施設の事業を効果的な実施ということで、基本的な考え方の部分は割愛させていただきます。その下、具体的な事業内容というところで、大きく(1)から(5)に分けて総数が21ぐらいの事業に整備しております。

主なものですが、20ページ一番下(1)の1-1ということで、登録団体情報データベースの構築。次期からホームページに団体情報を公開するようということですので、ここは、迅速かつ正確に行えるように、今もデータベース等を使っておりますが、ここを強化しようと思っております。

次の21ページ、2-1、事業名は省略しますが、情報資料の収集というところで、SDGsに関する資料や情報、これも要綱で求められておりましたが、そういったことを積極的にやるということと、2-7、市民活動のマッチングカタログ、こういったもの、今年度、試みで作っておりますが、次期以降も続けたいと思っております。

(3)ですが、3-2、市民活動交流サロン、ここで先ほど町内自治会というキーワードを出しましたが、連携促進の意味でもこのサロンを町内会、自治会活動を提案したものを開催したいということと、あと3-3のボランティア養成講座がまた新しい仕様といたしますか要綱にありましたが、ボランティアに限らず市民活動参加者の拡大みたいなことを狙いとして活動団体さんに受け入れてもらうということも含めて提案しております。

次の3-4の市民活動ステップアップ講座なのですが、今期、実はほかにファシリテーター養成講座といった単体のものも入れたのですが、今回の提案の中では、様々な講座が柔軟にできるように、シリーズではないですが、このステップアップ講座が三つから四つということで次のページに書いてあります。

○吉田部会長 10分の説明時間が超過しておりますので、申し訳ありませんが、手短に要点をお伝えいただければと思います。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 はい。

(4)の相談のところは、先ほどあったように、コーディネーターを配属して日常的な相談にも柔軟に応じるようにするという、といった辺りです。

23ページは成果指標ですが、これは千葉市が設定した指標以外のものは設定しておりません。なおかつ目標値も、コロナの影響が続くことも考えて同一にしているところです。

最後、実施事業、24ページですが、こちらにも有料の講座等をやるということも考えられるのですが、そういったものはしない予定にしておまして、右のページの25ページに書かれているように現在の指定管理者がやっている四つの事業と同じものを提案しております。

では、最後に檜浦から。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 34ページなのですが、予算の考え方なのですが、仕様書に出た金額ぎりぎりの予算を5年間で使うような形になっておりますが、こちらに関しましては、年度によって多少ばらつきはございますというところと、あと人件費が上っていくというのも考慮して今回は予算を立てておりますということだけお伝えいたします。

よろしく願いいたします。

○吉田部会長 以上でよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問ございましたら、お願いいたします。質問の時間は20分となっておりますので、皆様、御協力よろしく願いいたします。

では、いかがでしょうか。お願いいたします。

○八木委員 御説明の中にコーディネーターという言葉が何回か出てきまして。このコ

ーディネーターというのは新しく採用されるのか、それとも今いらっしゃる方がお立場を変えられるのでしょうか。それから、具体的にどういう業務をされるのかということ、御説明いただけますか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 現状では、今勤務している者が継続。ただ、もちろん状況によっては1人だけと限定するのではないので、外部から新たに採用する可能性もあるかなということと、あと、主に相談内容ということになります。相談の中で、それこそ団体と個人を結びつけるみたいな、そんなことをコーディネートと書いてありますが、相談がメインで。

あとは、やはり事業の企画等にも従事することには、講座などの事業等にももちろん従事することにはなるというふうに考えております。

○八木委員 これまでと異なる点とはどういうことでしょうか。同じ方がいらっしゃって、役割はこれまでも同じようなことがあったと思うのですが。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 シフト組みの関係もあるのですが、勤務していると来客の予約の対応ですとか、そういった事務的なことにかなり時間を取られてしまうことがあるので、ある意味コーディネーターはそういった、表現は悪いのですが、受付とか電話対応とかはあまりせずに、本当に相談とかに専念できるような体系、シフト組みをするというようなことで考えております。

○八木委員 分かりました。

○吉田部会長 ほかはいいですか。

○朝香委員 これからの活動なさる上で、コーディネーターが必要だということになった、そういう事情がおありになったのですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 事情といいますか、現時点でもそういった業務はもちろん行っているのですが、そういった業務を専任というか、行う人間を明確に位置づけたほうが対外的にも、例えばコーディネーターがこの日と、この日と、この日にいますのでというような。

○吉田部会長 お時間に限りがありますので、コーディネーター以外での質問、皆様ございますか、よろしく願いいたします。

○日野委員 新型コロナウイルス感染拡大の影響はかなり大きいと思いますし、地域コミュニティの衰退の問題とともに、アフターコロナも見据えて考慮していくべきと思います。支援の体制の中で、今回提案書16ページにお書きになっている(1)から(3)とそれぞれありますが、例えば、実際に来所いただくだけでなく、オンラインでの対応が可能という点で、より具体的な計画を示していただきたいと思っておりますが、その点いかがですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 新型コロナは当然考慮しないといけないことは分かっておりながら、今、現時点でセンターを運営していく中で、主に具体的にはハイブリット化を進めて。オンラインだけになってしまうと、何人かの方は現場で、何人かの方はオンラインでというような形で講座とか事業とかを進められるものは進める。

ただ、やはり人が集まらない、対面ではないとできないものに関しては、今までどおり対面で提供をせざるを得ない。その際にはできるだけコロナの感染に注意をしてというところは間違いなく実施していこうと考えております。

○日野委員 なるほど。対面でも、オンラインでも、選択できる、ハイフレックスのような形になると、どうしても人員が不足していくのではないかと懸念しているのですが、その点は大丈夫なのですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 大丈夫かという、やはり今現時点でも様子を見ながらということに。ただ、オンライン側の人には、やはりオンラインのための人をつけて、現場は現場で別の人というような形にならざるを得ないかなとは思っております。

○日野委員 職員の皆さんも、例えばオンライン会議システムの操作については慣れていると、そういう理解でいいですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 徐々に慣れていくという。慣れていくという言葉は正確には使えないなど。

○日野委員 なるほど、分かりました。

○吉田部会長 では、私のほうからよろしいですか。

今回、コロナの対応もあって、今、日野委員もおっしゃっていたように、オンラインの活動も盛んになってきているという話と、あと20ページであったデータベース、既に作られてらっしゃるものを、今度、ホームページ公開となると、セキュリティ面がより一層求められてきて、いろいろな設備や機器が必要になってくる場面が出てくるのではないかと思います。現状の計画もなかなか厳しい中で策定されていらっしゃると思いますが、そういった機器の更新などを加味した計画であるという認識でよろしいですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 そうですね。これも手探り状態の中で、具体的にはフリーWi-Fi、一応、当初からやってはいるのですが、昨今の状況で、やはり電波の取り合いになって、割合からすると弱くなるというのを感じます。

でも、それに対しては、やはり公共施設としてはそういうことにならないように、二重三重の策を取りたいなと思っております。

機器に関しましても、これも日進月歩でいろいろな、便利な機器が出てきますので、それについては、必要ならば判断して調達していくという考えを持っております。

この先の5年間でやるとしたら、本当に読めないというのが現状ではございます。ただ、その機器に関しても、いいものなのに昔のものよりも安くなっていたりもすることもありますので、何とか回せるのではないかと思います。

○吉田部会長 ありがとうございます。田部井委員、お願いします。

○田部井委員 大きく2点ありまして。1点目は、そもそも論になってしまうのですが、従前というか現在は三つの団体で、ほかの二つと一緒にやっていらっしゃるのですが、次期については、そこはやめて貴法人のみでという、その理由については何か特別なものがあるのでしょうか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 現時点で三つの団体がやっているという形を取っておりますが、基本的には、要するにスタッフは、まちづくり千葉所属の従業員という形を取ってやっていたので、大きく変わるところはないと考えております。その辺は心配ないのですが、ただ、今回に関しては1法人での提案にしているだけということで、おおむねスタッフのほうはそれほど大きく変わっていかない。

ただ、やはり年齢的なものであるとか、やはり今度は新しい人が入ってくるとかということもあり得るとは思うのですが、その辺は、そのときに応じて対応していくということ

で大丈夫かなと思っております。

○田部井委員 逆に貴法人のみのほうが良いという、プラスの理由というのはあまりないということになるのでしょうか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 のほうが良いという理由はないのですが、経理上、少し分かりやすくなるというのはあるのですが。そのぐらいですね。

○田部井委員 承知しました。

もう1点、事前に委員からの質問でお答えいただいていたと思うのですが、オンラインでの催事、それから会合でも収益が得られるような体制を整えるという御回答を頂いていますが、具体的にはどのように収益を得るのでしょうか。例えば、オンラインで聴講した人からも利用料を取るという趣旨かなと思ったので、その場合は徴収の仕方とか難しいと思うのですが、この体制というのが具体的にどのようなものを想定されているかをお聞きしたいなと思いました。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 これに関しては、今、いわゆるネット環境の状態だけでも、要するにチケットを買ってもらおうとか、投げ銭ができるとかというのも整いつつありますので、そういったことも考えていくということで。まだ具体的には、どうこうするという事は持っていないというのが現状です。

ただ、これからどんどん世の中は変わっていきますので、その現状に応じたものにやっけていく。どうしても費用がかかってくるのをどこから考えて、やはり受益者負担の原則をやっけていかなければいけないのかなということで、その文言が表示されていると思います。

○吉田部会長 具体的な計画は現状ないという認識でよろしいですかね。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 そうです、それについては。

○吉田部会長 では、加えて、法人の会費についても、受取会費について御質問させていただいたのですが、こちら、徐々に集まりつつありますという御回答で、金額ではなかったのですが、判断が難しいなということと、事前の我々のディスカッションの中で朝香委員から、この受取会費というのは、どういった方から頂いたもので、どういった活動に使われていらっしゃるのかという御質問ございましたので、併せてお答えいただけますか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 組織として運営していくには、やはり事務局を持っているのもそうなのですが、それなりの金額がかかってくるという中で、ただ、このコロナに入ってから、要するに一番組織の基本であります会合ができていないということがあって。実は、理事会の中で会費についてどうしようか、会合がやれていないのに会費だけ取るのはどうなのだろうかという検討もしたのですが、結論から言えば、とは言っても組織を維持するためには会費は必要だということで、現時点では会員の皆さんに会合ができていませんが会費はお願いしますというふうな形で会費を頂いているという状態です。

ですので、徐々に集まりつつあるのはというのは、一遍に来なくて、要するにはっきり言って年度間の中で少しずつ会費が入ってくるというのを表現したつもりです。

○吉田部会長 従前であると80万円とか90万円、そういった金額が会費として計上されていらっしゃるのかなと思うので、そういった規模感を捉えていいのか、今期も20万円程度なのかということを確認させていただきたいです。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 会費の中に2種類ありまして、特別会費というものとは通常の会費、年会費というのがあって。年会費というのは何もしなくても頂く会費

で、特別会費は、会合が生じたときに、当然何かしらの経費がかかるものなので、その参加した方から頂く会費なので。その部分は会合がないので、ほぼゼロです。

○吉田部会長 特別会費がある以上、その分、経費も出ているので、そこは見合いであまり気にしなくてよく、通常会費というところ、この20万円は満額ということですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 そうですね。もう少しいくとは思いますが、そのぐらいで大丈夫かと思えます。

○吉田部会長 会員の方というのは、どういった方たちなのでしょうか。一般の方なのですか、それとも団体の方なのですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 うちは一応個人を会員としておりまして。ただ、やはり事業主の方が多くは確かです。私どもの主たる事業で様々なイベント的なもの、お祭りのものもやっていますので、それに関連する業種の事業主の方が、やはり入っているというのが現状ですが。もちろん賛同して、個人として入っていただいている方々もいるというところではあります。

○吉田部会長 分かりました。

朝香委員、ほかにはよろしいでしょうか。

○朝香委員 はい。

○吉田部会長 田部井委員が御質問された話に戻らせていただくと、事業団体が以前は共同事業体で3者であった。この中で、やはりまちづくり商会というのは、財務的には決して大きくはないですが、人員構成的には影響があるのかなど、委員会のほうでも今まで拝見させてきていただいております。そことの関係性ですね。皆さんの御支援というのは、今後も変わらずにいただけるという認識はさせていただけるのでしょうか。それとも、そこは難しいということなのではないでしょうか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 いや、これにつきましては、まちづくり商会の代表は、うちの理事です。ここにいる原田です。ですから、あまり職員に変わりはないという。

○吉田部会長 分かりました。

○八木委員 そうしますと、先ほどおっしゃったイベントとか、そういったことは、同じような構成でこれからも続けられて、名前としてはなくなりますが、体制としては、同じように続けられるということになるのですかね。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 そうですね。同じように続ける感じだと思っていただいても大丈夫かと思えます。

○八木委員 イベント等での取引先というか、そういう形で外に出て、しかし関係は続いているという認識でよろしいですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 そうですね。取引先のことについては、状況によっては変わっていく可能性はもちろんあるのですが、基本的には、あまり変わらずに。もちろん、市内業者を優先していくというのは、もちろんこちらに書いてありますし、あまり、よほど駄目だと思わない限りは変えないと思えます。

○吉田部会長 朝香委員、お願いします。

○朝香委員 いろいろとイベントをなさっていて、今も、変わりなく、まだ続けていらっしゃるからおっしゃいましたけれども、まちづくりという言葉からして、大きなことで申



し訳ございません、皆様が千葉市の文化というものをどんな形で捉えていらっしゃるのか、伺いたいと思ったのですが。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 私どものNPOは、やはり文化の振興というものを一つ掲げていることは確かなのです。その中で、やはり文化の、底辺という言い方も変なのですが。文化が続けていくためには、そのスタートライン、つまり文化的なことを始める人たちがまずいて、その人たちが成長するためにどんどん向上して行って、それが千葉市にとっての、文化のための人になってくという考え方をしていますので。

ですので、私どもができることは、その文化の担い手の育成みたいなことができるのかなということで、様々なイベントで、いろいろな人を出したりしているというのが現状です。ただ、今はコロナでできていないというのが寂しい状況です。

○朝香委員 コロナの中でのことですから難しいと思いますが、広く、イベントとして、皆様が活動していらっしゃるかと捉えてよろしいですね。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 そうですね。

○朝香委員 分かりました。

○吉田部会長 ほかに御質問はいかがでしょうか。日野委員、お願いします。

○日野委員 千葉市で市民活動支援センターの指定管理をされてきた経験から、千葉市民の方々の認知度というのは、どれぐらい上がったと分析されますか。難しい質問ですみません。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 難しいですね。もともとこういう、その市民活動という言葉自体がどれぐらい、まちを歩いている人が知っているかというところもあるので。ただ、やはりボランティアというものと、あとNPOという言葉は大分知っているという方がいるので。一応、何か情報を調べるとかのときに、うまくうちにたどり着いてくれるというケースは少しずつ増えてきていて。それも、例えば最初は社会福祉協議会さんに問合せをしたけれども、それなら市民活動支援センターさんのほうがというふうに紹介いただいたり、そういったケースが結構増えているので、本当にそういうふうに。自ら動こうとした人にとっては、認知は出ているかなとは思いますが。それくらいですかね。

○日野委員 そうですね。これからボランティアをはじめ市民活動を進めたいという方々に対するアプローチが、企画書を拝見した中でも、やや手薄になっているのではないかと感じた次第です。

ですので、認知度はどれぐらいの御認識なのかなと思いましたが。要するに千葉市民の方々への広がりはまだまだなので、これからもっと新規開拓ができるのではないかなというふうに考えているところでした。その点ももう少し考慮いただければとは思っております。

あと一点、東京オリンピックパラリンピックの関係ですが、そういった各種イベントが今年度あって、ボランティアの機運が高まりを見せている中、イベント後のボランティアの継続性が大きい論点になると考えています。事後的に、1回でも良いので、講習や講演等、イベントに参加された方々が引き続きボランティアとして継続して、千葉市のために貢献いただけるような、そういったようなスキームを検討いただければと思っております。

○吉田部会長 今までだと市民活動支援センターという場所にいらっしゃるの千葉市

の方がどうしても多かったと思うのですが、オンラインが始まると、逆に千葉市ではない方のほうに手厚くされるような状況にならざるを得ないとか、そういった状況は特に発生していないですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 ある時期、講座に市外の人がばーっと申し込まれるようなことがあったのです。

○吉田部会長 それは県内市外ですか、それとも県外ですか。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 県外まではさすがにかなりレアで。ただ、最近の傾向だと、団体のメンバーがそもそも千葉市住民の方に限らないという団体からの、例えば講座の申込みとかで言うと、船橋市とかほかのところでもあります。基本的に、拠点というか中心的には千葉市で活動している団体さんが多いというところなので。

○吉田部会長 ありがとうございます。

お時間になりましたので、最後、代表の山本さんから、長く御担当されていらっしゃるのです、我々にメッセージというか、思いをお聞かせいただければと思います。

○特定非営利活動法人まちづくり千葉 ほぼほぼ説明され切ったかと。先ほど、取引先というおっしゃり方をしたので、三つの団体が一つになったということについて。今現在、運営で組んでいる団体も、次年度以降も事業単位での協力というのは既にするというところで協定はできていますので。運営の側ではない、でも事業にはそれぞれ関わっていくという形で、そういう意味では全く今後も同じ形になるかと思います。

○吉田部会長 では、皆様、以上でよろしいでしょうか。

(なし)

○吉田部会長 ありがとうございます。

では、これでヒアリングを終了いたします。特定非営利活動法人まちづくり千葉の皆様、ありがとうございました。

[特定非営利活動法人まちづくり千葉 退室]

○吉田部会長 限られた時間で皆様御協力ありがとうございました。

では、委員の皆様は、今のヒアリングを踏まえまして、採点をお願いいたします。採点が終わりましたら、「採点表」を事務局職員に渡してください。採点が終わった方から休憩としたいと思います。

[採点・休憩]

○吉田部会長 では、議事を再開したいと思います。

事務局から集計結果の報告をお願いいたします。

○小倉市民総務課長 それでは、集計結果を御報告いたします。お手元にお配りいたしました「集計表」を御覧ください。

「集計表」の一番下の合計欄の右端が総得点となります。特定非営利活動法人まちづくり千葉の総得点は131.8点でございます。なお、過半数の委員の方が「D」の評価をし、または1人以上の委員の方が「E」の評価をした項目はございませんでした。また、全ての委員の方が「E」の評価をした項目もございませんでした。

以上でございます。

○吉田部会長 ありがとうございます。

それでは、特定非営利活動法人まちづくり千葉の提案が管理運営の基準等の水準を満た

しているものとし、皆さん御異議がないようですので、特定非営利活動法人まちづくり千葉を千葉活動支援センターの指定管理予定候補者とすべき者として、選定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○吉田部会長 次に、選定理由として、特定非営利活動法人まちづくり千葉の提案内容において、優れている点や工夫が見られる点など、具体的な御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

○日野委員 開設時間を延長していただいているところはプラスかなと思っています。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響もあるので、どれぐらい利用者が見込めるかは少し不透明ですが、積極性があるのかなというふうには感じました。

○吉田部会長 皆さん割と点数も高くつけていただいているところかと思っています。開館時間につきましてはプラス評価として、コロナの影響ももちろん加味していただくものの、問題がない状況であれば、御提案どおりに6時から9時の延長をお願いしたいと思います。

ほかに皆さん、いかがでしょうか。

○八木委員 コーディネーターについて質問させていただいたのですが、同じ体制で人員は変わらないというものの、役割を明確化して、誰に聞けばこの話が深くできるのかということがはっきりするということは、特にシフト制で動いているということですから、業務の改善として評価できるのではないかと思います。

○吉田部会長 日々の業務でお忙しくなってしまうがちなところもあるかと思いますが、やはりそういった専門的な施設というところをしっかりと御認識いただいて運営していただくということで、プラス評価ということでよろしいですかね。

○八木委員 そうですね。特に業務が明確化になると、ノウハウがその人に蓄積されて、専門に特化していくということは、改善として評価を担保できるというふうに思います。

○吉田部会長 ほかに御意見ございますか。

では、私のほうから追加です。こういったコロナの状況を踏まえて、オンラインの対応を、かなり早い段階からされてきたのは、年度評価の中でもプラスとさせていただいた部分かなと思います。

今回の御提案でも、その点ございましたので、コロナが落ち着いたとしても、そういったところは止めないで、今後も、より活発な活動にしていっていただければと思っております。

以上の3点ほどで皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○吉田部会長 では、選定理由として、皆様の御意見や採点表を確認したいと思います。まず、一つ目としては、募集要項及び管理運営の基準を満たしているものと認められるということが選定理由になるかと思っています。

特に優れた点においては、今挙げさせていただいた三つで、まず一つ目として、開館時間を延長していただいているのは、利用者にとってよろしいのではないかと。コロナの影響は見つつもそちらを維持していただきたい。

二つ目として、今回、新しくコーディネーターという役割を御提案させていただきました。

専門的なスタッフの育成という面でも、プラス評価とさせていただければと思います。

三つ目といたしましては、オンラインの対応を取り入れていらっしゃるの、今後もコロナが落ち着いたとしても、その流れを止めないでいただきたいと思っております。

そういったことで、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○吉田部会長　ただ、財務については今後も注視が必要というところはつけますか。やはり財務について、特に、1点という委員の方もいらっしゃいましたので、なかなか厳しい状況なのかなと思っております。

指定管理者の経営財務状況につきましては、今後も継続的な運営が見込まれるように、しっかりと体制を整える責任と、その点を御注意いただきたいというような御意見を附帯意見としてはつけさせていただきたいと思いますが、皆様もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○吉田部会長　ありがとうございます。

これらを踏まえまして、私と事務局とで調整をして意見をまとめさせていただきたいと思いますが、御一任いただけますか。

(異議なし)

○吉田部会長　ありがとうございます。

以上で、議題2の「千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者」の選定についての審議を終了します。

次に、議第3の「今後の予定について」、事務局より説明をお願いします。

○小倉市民総務課長　それでは資料5「今後の予定について」をお願いします。

本日の部会の報告につきましては、吉田部会長から選定評価委員会の小野寺会長に御提出いただきまして、その後、会長から市長宛てに選定評価委員会としての答申をしていただきます。

この選定評価委員会の答申を受けまして、市として指定管理予定候補者を決定することとなります。

その後、応募者への選定結果の通知をいたしまして、指定管理予定候補者と仮協定を締結し、11月下旬に開会予定の令和3年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定議案を提出し、議決を頂きました後、基本協定書を締結して、来年4月からの新たな指定期間における管理が開始となります。

以上でございます。

○吉田部会長　ただいまの事務局からの説明について、何か御質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、議題4の「その他」について、事務局から説明お願いいたします。

○小倉市民総務課長　議事録について御説明させていただきます。

本日の会議の議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

議事録の公開は、指定管理者の選定後を予定しております。

以上でございます。

○吉田部会長　ただいまの事務局からの説明について、何か御質問・御意見はございま

すか。

最後に全体を通しまして、委員の皆様からほかに御質問・御意見等はございますか。

○八木委員 1点だけいいでしょうか。今回の団体の審議とは関係なく、少し一般的な話なのですが。今回、1団体からの応募で、これは前回も1団体からだったでしょうか。

○吉田部会長 そうですね。

○八木委員 そうすると、2回続けて1団体でということですね。これはあくまでも一般的に、1団体の応募が続いているということについて、市としては、こういう公募の形式で1団体の応募ということはどういうふうに認識されるのか。例えば、募集条件の緩和とかそういう形で競争性を維持したほうがいいのかとか、そういうふうな見解とかというのは何かございますか。

○小倉市民総務課長 一般的な見解としてなんですけども、やはり我々としては、広く公募している以上は、複数の事業者から応募していただいたほうが、よりよい選定ができるというふうに考えています。この施設に限りませんが、応募が少ないところなどにつきましては、見学に来たけれども応募しなかった事業者に必要なに応じてヒアリングをするなりして、どこに問題があるのか確認するというのは、他の施設ではしている場合もございます。そのようなことで、なるべく多くの事業者が応募できるようにしていきたいと考えております。

ただ、一般的に、指定管理者制度ができたときには、多くの事業者が応募したのですが、最近では、応募者数は少ないという傾向が現状ではあると考えてございます。

○吉田部会長 やはりこういった単独機能で収益を上げられない公共施設というのは、指定管理者にとっても手を挙げるには厳しい面があるのかなという面もございまして。複合施設であれば、こういった機能を持ったものが含まれている中で運営をすることが可能だという考え方もあるかと思っておりますので。八木委員がおっしゃられたように、1者しか応募がない、かつ、指定管理者に厳しい運営を求めざるを得ない状況というのは、今後の在り方として、しっかりと市のほうで御検討いただくべき状況に来ているのではないかなということ、委員会からの意見としてはつけておきましょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○吉田部会長 ほかに御意見ございますか。

朝香委員、お願いします。

○朝香委員 今日は担当者の方が見えられましたが、文字の上だけでは少し理解できないことがいくつかあるわけで、ヒアリングの20分というお時間はとても短いと思うのです。もし、時間が許せば、もう少しお時間いただけたらと思いました。

○吉田部会長 ありがとうございます。先ほども少し話しましたが、応募者が多い状況の中だと、10分、20分でもかなり長丁場になるかと思っております。一方で、今回のように1者だけの場合に、この10分、20分というのを、どこまで市として運営で求めていくのかということを見直していただいてもよろしいかと思っております。お互いに納得して選定できるほうが、委員にとっても責任を持って業務が果たせる部分があるかと思っておりますので。今回のようにある程度時間の余裕があり、公平性というものをあまり重視されない場合には、弾力的な運用ができるように、御検討いただくという意見でよろしいですか。

○朝香委員 はい。

○吉田部会長 よろしくお願ひいたします。

では、今二つ御意見が出ましたが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○吉田部会長 ありがとうございます。

では、皆様方の御協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○小倉市民総務課長 慎重な御審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回市民・文化部会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しい中、ありがとうございました。